

6 企 統 第 1 4 0 号
平成 2 6 年 7 月 4 日

一般社団法人 京都府建設業協会
代表者 様

京都府政策企画部長



毎月勤労統計調査第一種事業所の抽出替えについて

平素は、各種統計調査に御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計調査）については、各都道府県を通じて、常用労働者数が5人以上の事業所の毎月の賃金、労働時間、雇用の変動を調査し、その結果は、全国及び各都道府県ごとにまとめられ、国や都道府県の経済政策立案などの資料として活用されるほか、企業における賃金や労働時間の決定の際に参考とされるなど、広く一般に活用されています。

調査対象事業所につきましては、「平成24年経済センサスー活動調査」の結果をもとに、一定の規模以上の事業所の場合は全ての事業所を、また、それ以下の規模の事業所の場合は無作為に抽出して事業所を選定しています。

そこで、貴団体の会員事業所様が毎月勤労統計調査の抽出替えにより選定されますと調査をお願いすることとなります。

つきましては、円滑な調査実施のため、貴団体発行機関誌への掲載、ホームページへのバナー表示や総会・役員会を通じてのリーフレット等の配布など貴団体の会員企業などへの周知について格別の御配慮をお願い申し上げます。

今回の調査期間は平成27年1月分から平成29年1月分までを予定しています。（ただし、一定の規模以上の事業については、引き続き調査をお願いすることになります。）

なお、調査予定事業所の最新の状況を把握するために、現在の常用労働者数など7月から9月にかけて事前調査を行いますので併せてよろしくお願い申し上げます。

担 当	企画統計課社会統計担当 足立・芦田
TEL/FAX	075-414-4490 / 414-4482
メール	s-ashida30@pref.kyoto.lg.jp

毎月勤労統計調査の概要

1 調査の目的

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)第2条に規定する基幹統計調査

3 調査の対象

農林漁業、一般公務を除く、いわゆる16大産業に属する事業所が対象となります。そのうち、常用労働者5人以上の約190万事業所(平成21年経済センサス基礎調査)から無作為に抽出した約44,000事業所が調査対象事業所として指定されています。

京都府では、そのうち約900事業所(一種:430、二種:480)が指定されています。

「16大産業」

- ①鉱業・採石業・砂利採取業 ②建設業 ③製造業 ④電気・ガス・熱供給・水道業 ⑤情報通信業 ⑥運輸業、郵便業 ⑦卸売業・小売業 ⑧金融業・保険業 ⑨不動産業・物品賃貸業 ⑩学術研究、専門・技術サービス業 ⑪宿泊業、飲食サービス業 ⑫生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。) ⑬教育・学習支援業 ⑭医療、福祉 ⑮複合サービス事業 ⑯サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)

4 調査事項

男女・パート別に以下のことを調査しています。

- ①常用労働者数 ②出勤日数 ③実労働時間数 ④現金給与額

5 調査の種類・体系

対象とする事業所の規模 (常用労働者数)	調査の種類			調査方法
	全国調査	地方調査	特別調査	
30人以上	毎月対象(第一種事業所)			郵送調査
5～29人	毎月対象(第二種事業所)			調査員調査
1～4人			年1回対象	調査員調査
目的とする統計	全国統計	都道府県別統計	全国・都道府県別統計	

※第一種、第二種調査についてはインターネットによる提出方法もあります。

6 調査期間

「第一種」25カ月間：平成27年1月分～平成29年1月分

※平成26年7月～8月予備調査実施予定

「第二種」18カ月間：毎年7月及び1月に事業所の入れ替え実施

「特別」1カ月間：毎年7月に実施

7 報告義務と守秘義務

統計法第13条により調査対象者に報告義務が課されている一方、調査票の内容については統計法第41条により秘密を守る義務が課せられています。

「統計法」に基づき実施する基幹統計調査である毎月勤労統計調査の報告義務は「個人情報保護法」によって免除されるものではありません。

8 調査結果の利用

政策決定の指針として、毎月閣議に報告される月例経済報告の中で、労働経済情勢を示す重要な指標として取り上げられているほか、国民所得推計のための基礎資料としても利用されています。